

○財務省、厚生労働省、
 ○農林水産省、環境省、
 ○農林水産省、経済産業省、告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一号第二項第二号口の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一号第二項第二号口に規定する主務大臣が定める率（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第五号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
特定分別基準適合物	業種	特定分別基準適合物	業種
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種
	率		率
	一〇〇分の九三・七一		一〇〇分の九三・八六
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種		規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種
	一〇〇分の八六・九〇		一〇〇分の八七・六〇
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種		規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種
	一〇〇分の九二・六六		一〇〇分の九二・八四
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種		規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種
	一〇〇分の九九・二〇		一〇〇分の九九・一九

財務大臣 鈴木 俊一
 厚生労働大臣 武見 敬三
 農林水産大臣 坂本 哲志
 経済産業大臣 齋藤 健
 環境大臣 伊藤信太郎

規則第四条第二号に規定する分 別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の九八・二二
	規則別表第二の一の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の九六・八四
	規則別表第二の二の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の九八・〇四
	規則別表第二の二の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の九一・二五
	規則別表第二の二の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の九五・八〇
	規則別表第二の二の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の九四・六九
	規則別表第二の二の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の九六・九九
	規則別表第二の二の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の一〇〇・〇〇
	規則別表第二の三の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の九四・四六
	規則別表第二の三の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の八八・三八
	規則別表第二の三の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の九四・二六
	規則別表第二の三の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の九七・〇七
	規則別表第二の三の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の九五・一六
規則別表第二の三の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の九一・三七	
規則第四条第四号に規定する分 別基準適合物	規則別表第二の四の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の九六・八〇
	規則別表第二の四の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の九一・二三

規則第四条第二号に規定する分 別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の九八・三六
	規則別表第二の一の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の九七・一三
	規則別表第二の二の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の九七・四四
	規則別表第二の二の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の九〇・七五
	規則別表第二の二の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の九六・七〇
	規則別表第二の二の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の九四・五二
	規則別表第二の二の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の九六・四九
	規則別表第二の二の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の九九・九九
	規則別表第二の三の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の九四・八四
	規則別表第二の三の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の九〇・三九
	規則別表第二の三の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の九五・〇九
	規則別表第二の三の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の九七・〇一
	規則別表第二の三の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の九七・七五
規則別表第二の三の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の九三・三六	
規則第四条第四号に規定する分 別基準適合物	規則別表第二の四の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の九六・二七
	規則別表第二の四の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の九二・〇〇

規則第四条第六号に規定する分 別基準適合物	規則別表第二の四の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の九三・七四	
	規則別表第二の四の項の下欄の 二に掲げる業種	一〇〇分の九五・〇一	
	規則別表第二の四の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の九九・二五	
	規則別表第二の四の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の九八・三三	
	規則別表第二の四の項の下欄の トに掲げる業種	一〇〇分の九九・〇五	
	規則別表第二の四の項の下欄の チに掲げる業種	一〇〇分の九九・四三	
	規則第四条第五号に規定する分 別基準適合物	規則別表第二の五の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の九三・三五
		規則別表第二の五の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の八五・八二
		規則別表第二の五の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の九四・七二
		規則別表第二の六の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の九五・二〇
		規則別表第二の六の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の九五・〇〇
		規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の九七・九六
		規則別表第二の六の項の下欄の 二に掲げる業種	一〇〇分の九〇・六〇
	規則別表第二の六の項の下欄の ホに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の九八・四五
規則別表第二の六の項の下欄の トに掲げる業種		一〇〇分の九八・九九	

規則第四条第六号に規定する分 別基準適合物	規則別表第二の四の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の九三・九〇	
	規則別表第二の四の項の下欄の 二に掲げる業種	一〇〇分の九五・五六	
	規則別表第二の四の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の九九・三三	
	規則別表第二の四の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の九八・五七	
	規則別表第二の四の項の下欄の トに掲げる業種	一〇〇分の九九・二〇	
	規則別表第二の四の項の下欄の チに掲げる業種	一〇〇分の九九・三六	
	規則第四条第五号に規定する分 別基準適合物	規則別表第二の五の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の九三・三三
		規則別表第二の五の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の八五・六三
		規則別表第二の五の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の九五・二九
		規則別表第二の六の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の九五・〇七
		規則別表第二の六の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の九四・九九
		規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の九八・一九
		規則別表第二の六の項の下欄の 二に掲げる業種	一〇〇分の八八・九七
	規則別表第二の六の項の下欄の ホに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の九八・七一
規則別表第二の六の項の下欄の トに掲げる業種		一〇〇分の九五・五八	

規則別表第二の六の項の下欄の
子に掲げる業種

一〇〇分の九八・七〇

規則別表第二の六の項の下欄の
子に掲げる業種

一〇〇分の九九・二〇